

愛労総発 1015 第 2 号
令和 3 年 10 月 15 日

各 労働保険事務組合 代表者 殿

愛知労働局総務部長

特別加入者の給付基礎日額に係る資料提出の廃止について

平素は労働保険制度の円滑な推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、平成 10 年 2 月 16 日付け 愛基適発第 2-2 号により取扱ってきたところです。今回、この取扱いを下記のとおり改めることとしたため、事務処理に遺漏ないよう配慮願います。

なお、下記取扱いをもって平成 10 年 2 月 16 日付け 愛基適発第 2-2 号は廃止とします。

記

令和 2 年度から中小事業主、一人親方等（申出書提出の必要あり）と段階的に地域的範囲の要件緩和が進められてきたところです。

これらの事情に鑑み他局との斉一性を図る必要を認め、令和 4 年 1 月 1 日以降、新規に特別加入を希望する者、及び、令和 4 年 4 月 1 日（令和 4 年度年度更新時）に給付基礎日額の変更を希望する者の給付基礎日額について、5,000 円以下を希望する場合に所得証明書等を添付する取扱いを廃止とします。

なお、特別加入を希望する者が希望する給付基礎日額と、本人の収入に著しいかい離が生じないよう十分に確認をしてください。

ただし、不正受給の恐れ等、個別の事案で必要と認める場合、労働者災害補償保険法施行規則に基づき所得証明書等の資料を求める場合があることを念のため申し添えます。

